

令和8年度堅果類等豊凶調査業務仕様書

1 業務目的

島根県、広島県及び山口県の3県で策定した第二種特定鳥獣(ツキノワグマ)管理計画(令和4～令和8年度)において、ツキノワグマの西中国山地地域個体群の生息状況等をモニタリングする必要があるため、ツキノワグマの主要な餌食物であると考えられている堅果類等の生育状況を把握する。

2 調査区域

広島県内のツキノワグマの恒常的生息域を中心に実施する。

3 業務内容

堅果類等の豊凶状況の評価に必要な基礎資料を得るため、堅果類等の生育状況を把握する。

(1) 堅果類等豊凶調査 事前調整

8月下旬頃にもみのき森林公園(広島県廿日市市吉和 1593-75)にて島根県、広島県及び山口県(以下「各県」という。)の担当者並びに堅果類等豊凶調査に関する各県からの受託者と、標準木を用いた堅果類等のカウントのペース(20秒間のカウント数)の調整等を行う。

(2) 堅果類等豊凶調査

各調査木について、樹冠を目視(双眼鏡の使用も可)で観察し、20秒間で視界に入る果実数をカウントする。これを1セットとし、1本の調査木あたり3セット行う。セット毎で立つ位置を変えてカウントする。ただし、クマノミズキ及びウワミズザクラについては、花序数のカウントを3セット行い、併せて花序の写真撮影をし、5花序分の果実数を写真からカウントする。

カウントした果実数(クマノミズキ及びウワミズザクラは花序数)から目視指数(c/s:1秒あたりのカウント数)を算出する。

調査木の概要は下表のとおり。調査木の位置図及び一覧については別紙1及び2による。調査木が枯死、伐採等により調査できない場合は、同ブロック内において同樹種の調査木を代替として設定し、緯度経度等を記録の上、調査を行う。ブロックについては別紙3による。なお、調査地点及び調査木の詳細については、別途県と協議の上決定する。

樹種	本数	調査時期目安
クリ	49	8月下旬～9月中旬
コナラ	45	
ミズナラ	19	
シラカシ	18	
アラカシ	29	
クマノミズキ	43	
ウワミズザクラ	21	6月下旬まで
	計 224	

(3) 豊凶状況のとりまとめ

調査結果については別紙4の様式に取りまとめ、9月中に発注者に提出する。

代替の調査木を設定した場合は別紙5の様式を作成する。

4 業務実施期間

契約日から令和8年12月18日(金)

5 報告書及び提出物

- ・業務報告書1部
- ・電子データ1式(CD又はDVD)